

(別紙1)

潟上市キャッシュレス決済導入業務仕様書

この仕様書は、潟上市（以下「本市」という。）が発注する次の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定める。

1 件名

潟上市キャッシュレス決済導入業務委託

2 導入目的

本市庁舎の市民課窓口での証明書発行手数料の納付手段にクレジットカード、電子マネー、コード決済（以下「クレジットカード等」という。）によるキャッシュレス決済を導入し、窓口における支払いの多様化、非接触決済による感染症対策、市民の利便性向上を図ることを目的とする。

3 決済用端末設置場所

決済用端末の設置場所は潟上市役所市民課窓口とする。

4 業務開始予定時期

令和6年10月1日とする。

ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

5 キャッシュレス決済端末及び周辺機器

(1) 仕様等

ア クレジットカード、電子マネー、コード決済が可能であること。バーコードリーダーまたはキャッシュレス決済端末で、バーコード、QRコードの読み取りが可能であること。

イ 現金取り扱いを含む売り上げ管理が行えるPOSシステムを備え、各種データの集計、蓄積機能が利用できること。

ウ 自動釣銭機を備えること。

エ レシートの発行が可能なこと。なお、レシートのタイトルは変更可能であること。

(2) 台数 1台

6 指定納付受託者業務について

(1) 指定納付受託業務の対象となる収入の種類

・住民票の写し、住民票記載事項証明書など住民登録に関する 証明書交付手数料、閲覧手数料	参考手数料 5,451,450 円
・印鑑登録証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料	参考件数
・戸籍謄本、戸籍抄本など戸籍に関する証明書交付手数料	19,575 件
・所得課税証明書など税に関する証明書交付手数料	※税証明除く
・その他証明手数料	※コンビニ交付除く

(本庁窓口における令和4年度の取扱い実績)

(2) 利用可能な決済サービス・ブランド等

以下のア、イ、ウの決済サービス及び各ブランドについては必須対応とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

ア クレジットカード

Visa、Mastercard、JCB

イ 電子マネー

WAON、Suica、nanaco

ウ コード決済

PayPay、楽天ペイ、auPay

(3) 指定納付受託の種類

受託者が、地方自治法第231条の2の3第2号の規定による本市の指定納付受託者となること。納付方法は、納入義務者等に代わり立て替え払いをする「立替払方式」であること。

(4) 指定納付の方法

ア キャッシュレス決済の立替金については、決済日から翌月末日までの間に本市が指定する口座に振り込むこととし、振込回数、振込日及び振込方法については本市と受託者で協議のうえ決定する。

イ 利用日ごとのクレジットカード等の納付による利用件数及び利用金額等の明細を確認できること。

ウ 立替払は、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法（分割払い、リボルビング払い等）の種類を問わず、一括で納付すること。

エ 立替払を指定する口座に振り込む際に必要な手数料については、指定納付受託者が負担すること。

7 決済事業者を支払う手数料

- (1) 手数料は、利用金額の合計に本契約により決定した手数料率を乗じて得た額とし、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。
- (2) 複数のクレジットカードブランドを可能な限り同一の手数料率とすること。電子マネー、QRコード決済についても同様とする。

8 研修・サポート体制

(1) 操作研修

- ア 機器の操作等について、キャッシュレス決済開始までに操作研修を実施すること。実施スケジュール及び実施方法については、本市と受託者で協議のうえ決定する。
- イ 機器の操作方法、設定変更方法など操作手順を記載したマニュアルをPDF形式等の電子データで提供すること。

(2) サポート体制

- ア 機器の操作等について、疑問等の相談に対して適宜適切な指導を行うこと。
- イ 機器の事前設定・調整の作業が必要な場合は、設置場所へ納入する前に可能な限りあらかじめ終えておくこと。
- ウ 設置する機器を全て使用可能な状態に調整して納入し、委託者の立ち会いのもと正常に稼働していることを確認すること。検査検収において合格と認められないときは、受託者は本市担当者の指定する期日までに機器の取替又は補正を行うこと。

9 その他

- (1) 受託者は、業務の全部を第三者に一括再委託してはならない。ただし、一部の業務について再委託する必要がある場合は、契約担当者の承諾を受け、受託者の責任のもと、本仕様書の内容を再委託者に遵守させることとし、委託者に通知すること。
- (2) 受託者は、本市の契約及び規則に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するにあたり、関係法令等を遵守して実施すること。
- (3) 委託者が必要と認めたときは、委託した業務についての立入検査を実施することができる。また、受託者はこの検査に協力しなければならない。
- (4) 本仕様書の内容に違反し、本市に損害を与えた時は、受託者は、委託者と協議の上その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は本市におけるキャッシュレス決済について、新聞等のマスメディアに対する通知、広告掲載等を行う場合は、事前に委託者の許可を得ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して決定する。